

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. よつば家庭医療クリニック 通所リハビリテーションの概要

(1) 事業所の概要

事業所名	よつば家庭医療クリニック 通所リハビリテーション
所在地	札幌市東区北 12 条東 4 丁目 1 番 1 号
電話番号	(011)722-3338
通常の事業実施区域	当事業所からおおよそ半径 2km 圏内
第三者機関評価の有無	なし

(2) 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1 名
医師	日常的な医学的対応	1 名以上
理学療法士	サービスの提供	午前) 5 名以上 午後) 4 名以上
作業療法士		
言語聴覚士		
事務員	送迎車両の運行等	適当数

(3) 営業日・営業時間・休業日

営業日	月～金曜日
営業時間	平日 (8:30～17:00)
休業日	土曜・日曜・祝日／12月30日～1月3日

2. 事業の目的および運営の方針

(1) 事業の目的

社会医療法人社団カレスサポロが開設するよつば家庭医療クリニック通所リハビリテーション（以下「事業所」という）は、要介護状態及び要支援状態と認定された者で、通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という）のサービスを利用しようとするもの（以下「利用者」という）に対して、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅でその有する能力に応じ、自立した社会生活を営むことが出来るように、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- 通所リハビリテーションの実施に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要な総合的リハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が居宅での生活を維持でき、ノーマライゼーションを達成できるよう在宅ケアの支援に努めてまいります。
- 通所リハビリテーションの実施に当たっては地域の中核となるべく、居宅介護支援事業所その他の保健医療福祉サービス提供者並びに関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービスの提供を受けることが出来るよう努めてまいります。
- 通所リハビリテーションの提供に当たっては利用者の主体性と選択を重要視し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解が得られるよう懇切丁寧な指導と説明を行うとともに、利用者の主体性と尊厳を重要視したサービスを提供するよう努めます。
- 通所リハビリテーションの実施に当たっては、社会的使命を十分理解し、職員の質的向上を図るため研究及び研修の機会を設け、業務体制を整備してまいります。

3. サービスの概要

(1) 理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション、機能訓練

医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要な総合的リハビリテーションを行います。

(2) 通所リハビリテーション計画の作成

利用者が受けるサービスについて、医師の指示及び居宅サービス計画を基に、リハビリの目標と内容、リハビリの実施方法等を利用者や家族の方と相談しながら作成します。

また、定期的に利用者の身体状況について通所リハビリテーション計画を見直します。

(3) 居宅介護支援事業所及び関係機関との連絡調整

利用者の身体状況・日常生活の変化等を随時、介護支援専門員及び保健福祉医療事業所と連携を図ります。

(4) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合、文書による申出により随時解約できます。

②事業所の都合（人員不足等やむを得ない事情）でサービスの提供を終了する場合には、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

イ) 利用者が介護保険施設に入所した場合

ロ) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と判定された場合。

ハ) 利用者が死亡した場合。

④利用者やその家族等が事業所や事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

⑤ご利用中止期間が1ヶ月以上超過している場合で、再開の目的が立たない場合は、一度契約を終了させていただくことがございます。

4. 利用料金（単位数）

※地域区分単価は 1単価=10.17円 となります

※利用料：総単位数×10.17×1割（または2割・3割）＝自己負担額

(1) 基本単位

	1時間以上2時間未満	3時間以上4時間未満
要支援1	2268 単位/月	
要支援2	4228 単位/月	
要介護1	369 単位/回	486 単位/回
要介護2	398 単位/回	565 単位/回
要介護3	429 単位/回	643 単位/回
要介護4	458 単位/回	743 単位/回
要介護5	491 単位/回	842 単位/回

(2) 加算単位 *居宅サービス計画に基づき算定されます

①要支援

栄養アセスメント加算	50 単位/月
栄養改善加算	200 単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 単位/日（6ヶ月に1回）
口腔機能向上加算 Ⅱ	160 単位/日（月2回）
一体的サービス提供加算	480 単位/月
サービス提供体制強化加算 Ⅲ	要支援1) 24 単位/月 要支援2) 48 単位/月
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月～6ヶ月以内 562 単位/月
同一建物内減算	要支援1) -376 単位/月 要支援2) -752 単位/月
退院時共同指導加算	600 単位/月

②要介護

リハビリテーションマネジメント加算 (ハ)	開始月～6ヶ月以内	793 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 (ハ)	7ヶ月以降	473 単位/月
上記+医師説明あり		270 単位/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月～6ヶ月以内	1250 単位/月
サービス提供体制強化加算 III		6 単位/日
口腔・栄養スクリーニング加算		20 単位/日 (6ヶ月に1回)
口腔機能向上加算 II (イ)		155 単位/日 (月2回)
口腔機能向上加算 II (ロ)		160 単位/日 (月2回)
栄養アセスメント加算		50 単位/月
栄養改善加算		200 単位/日 (月2回)
科学的介護推進体制加算		40 単位/月
移行支援加算		12 単位/日
短期集中リハビリテーション実施加算	3ヶ月以内	110 単位/日
認知症短期集中リハ実施加算 I		240 単位/日
リハビリテーション提供体制加算		12 単位/日 (3時間以上4時間未満のみ)
理学療法士等体制強化加算		30 単位/日 (1時間以上2時間未満のみ)
送迎減算 (同一建物内減算)		片道-47 単位/日 (往復-94 単位/日)
退院時共同指導加算		600 単位/月

(3) キャンセル料

キャンセル料は頂戴いたしません。

キャンセル料の設定等の変更があった場合には、文書にてご案内いたします。

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、その際一切料金はかかりません。

(5) その他

利用者が自ら使用する日常消耗品、また行事や趣味活動等における費用（材料費や交通費等）については、利用者が実費又は実費相当額を負担するものとします。

5. サービス内容に関する苦情・相談

(1) 事業所の苦情・相談窓口

事業所の利用に関する苦情・相談は以下の職員が承ります。

①『よつば家庭医療クリニック 通所リハビリテーション』 担当：高橋 明美
TEL 011-722-3338 FAX 011-722-2233

②ご契約されている介護支援専門員へご相談下さい。

(2) 介護保険を含む福祉サービス全般に関する苦情・相談

①北海道国民健康保険団体連合会

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

電話：011-231-5175 (介護サービス苦情相談ダイヤル)

②北海道社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7

電話：011-204-6310

6. 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) サービスの実施にあたって事故が発生した場合には、速やかに家族または身元引受人及び状況に応じて居宅介護支援事業所、市町村へ連絡するとともに、必要な場合、主治医または協力病院に依頼するなどの対応を講じます。
- (2) 前項において、事故により損害が発生した場合、第14条規定により速やかに損害を賠償いたします。
- (3) 当該利用者の家族・保険者が指定する者へ速やかに連絡し、事故の状況、事故の際にとった処置について記録するとともに原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
- (4) 事業所の提供するサービスにおいて事故が発生し、事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、事業所は損害賠償保険に加入しております。

7. 秘密の保持

- (1) 事業所が行う指定居宅介護支援サービスにおいて、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。また職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。
- (2) 事業所はスタッフの個人情報保護の観点から、見守りカメラの設置、職員の写真撮影、音声録音等やSNSへの投稿等を禁止しております。必要な旨は事前にお知らせください。

8. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下にあげる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための研修を年に1回以上実施します。
- (4) 前3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合は、地域包括支援センター等へ相談します。虐待防止委員会等で協議し再発防止策を講じ札幌市へ報告します。

9. ハラスメント対策

事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメント（職場関係者に限らず、利用者やその家族から受けるものも含む）やパワーハラスメントの防止のために雇用管理上の措置を講じます。また利用者やその家族からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために必要な措置を講じます。

- 1) 相談窓口を設置します。
- 2) ハラスメント被害防止のための指針を整備します。
- 3) ハラスメント被害防止のための研修を実施します。

職員への禁止行為は以下の通りとする。

- (1) 暴行・傷害等の身体的な攻撃を行うこと
- (2) 脅迫・名誉毀損・侮辱・暴言等の精神的な攻撃を行うこと
- (3) 明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等を行うこと
- (4) 私的なことに過度に立ち入ること
- (5) サービス利用中の写真や動画撮影、音声録音を無断で行うこと。また、無断でSNS等に掲載すること

10. 業務継続計画

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じています。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づきまた、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設の防火管理者を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・年2回以上
 - ③非常災害用設備の使用法の徹底・・・随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) 事業所は（5）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

12. 個人情報開示

ご自身の経過記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、代表者まで文書にてお申し込みください。場合によってはデータの開示をお断りすることもありますのでご了承ください。なお開示には手数料がかかります。

当施設では利用者様の個人情報の保護に万全の体制をとっています

当施設では、患者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。尚、疑問などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

社会医療法人 社団 カレス サッポロ
よつば家庭医療クリニック 通所リハビリテーション

当施設における利用者様の個人情報の利用目的

1. 施設内での利用

- ・利用者様に提供する居宅サービス
- ・介護保険事務
- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・利用者様への介護サービスの向上
- ・研修および実習への協力
- ・医療の質の向上を目的とした症例検討
- ・その他、利用者様に係る管理運営業務

2. 施設外への情報提供としての利用

- ・他の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携
- ・サービス担当者会議における情報提供
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・ご家族等への病状説明
- ・保険事務への委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提供
- ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- ・その他、利用者様への医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・外部監査機関への情報提供
- ・合併その他による事業継承に伴う個人データの提供
- ・同一事業所が開設する複数の病院間における情報提供
- ・技術向上を目的とした、治療結果及び情報の学会・学術雑誌等での発表

【 同意する ・ 同意しない 】 ※どちらかにをつける

年 月 日 本人（署名）： _____

○上記のうち、他の関係機関等への情報提供について同意し難い事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

※問い合わせ窓口 通所リハビリテーション 担当者：高橋 明美

○お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

○これらのお申し出は、後日でも撤回、変更等を申請することができます。